

## 別所沼公園協議会規約

### (設 置)

第1条 別所沼公園（以下「本公園」という。）に関わる多様な主体の参画及び公民連携により、ハード・ソフト両面において、本公園が有する多様な機能を活用した取組を推進し、持続可能で魅力ある公園づくりにつなげることを目的とし、都市公園法（昭和31年法律第79号）第17条の2の規定に基づく別所沼公園協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 本公園の魅力の向上に関する事項
- (2) 本公園に係る調査・研究に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の設置目的を達成するために必要な事項

### (組 織)

第3条 協議会の構成員は、協議会の目的に賛同し、本規約を遵守する次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公民連携に係る識見を有する者
- (3) 本公園の利用団体の代表者
- (4) 本公園の近隣の自治会長
- (5) 別所沼会館の管理者
- (6) 本公園の管理者
- (7) 前各号に定める者のほか、会長が必要と認める者

2 協議会の会長は、学識経験者をもって充てる。

3 協議会は、構成員が次の各号のいずれか又は全てに該当する場合、その構成員を除名することができる。

- (1) 本規約に違反し、又は協議会の信用を著しく害したとき。
- (2) 暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき。
- (3) その他協議会の運営にあたって重大な支障が生じると認められたとき。

### (会 議)

第4条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、又は意見を求めることができる。

3 協議会の会議は、原則公開とする。ただし、会長が特に必要と認める場合は、協議会に諮って公開しないことができる。

(分科会)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に分科会を設置することができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、さいたま市都市局みどり公園推進部都市公園課において処理する。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和3年12月1日から施行する。

この規約は、令和5年4月27日から施行する。

#### 【参考】

#### 昭和三十一年法律第七十九号 都市公園法【抜粋】

(協議会)

第十七条の二 公園管理者は、都市公園の利用者の利便の向上を図るために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 公園管理者

二 関係行政機関、関係地方公共団体、学識経験者、観光関係団体、商工関係団体その他の都市公園の利用者の利便の向上に資する活動を行う者であつて公園管理者が必要と認めるもの

3 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。